

人 權 週 間 特 集 号

荒川区

☎ (3802) 3111

FAX (3802) 6262

HP <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>



今年は荒川区平和都市宣言から30周年、戦後80年の節目の年です。この宣言には、世界が平和で人々が幸せな生活が送れるように、という願いが込められています。

荒川区平和都市宣言

「平和」 それは
私たちが願ってやまないもの
「平和」 それは
私たちが育むもの
「平和」 それは
私たちが明日の世代に伝えるもの
私たちは永遠の平和を願い
荒川区が平和都市であることを
宣言する

平成7年10月24日 蒜川区

区では「荒川区人権推進指針」に「平和を願う心をつなぐまち」を掲げ、区民の皆さんと共に平和を願う心を次代へつないでいけるよう、平和に関する取り組みを重ねてきました。

一方で、世界各地では今もなお、戦争や紛争が続いている。

平和の大切さや、平和な世の中を築くために自分ができることについて、この機会に改めて考えてみませんか。

【問合せ】 総務企画課人権推進係 ☎ 内線 2271

平和コンサート & 人権週間講演会

日時 12月6日土
午後2時～4時45分
会場 日暮里サニーホール
定員 300人（申込順）

※区報10月21日号に掲載し同日から申込み受付中。既に定員に達している場合があります

※詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください



世代・地域・人をつなぎ「平和」を次代へ

私は、3つの「つなぐ」をビジョンに掲げ、世代・地域・人の力がつながる荒川区を目指して、区政運営にあたっています。平和はまさに、地域に暮らす全ての区民が手を携え合い、ともに平和を願い、次世代へとつないでいくことで、初めて実現できるものです。区は、荒川区人権推進指針の理念に基づき、全ての人々が個性を認め合い、互いの人権が尊重される、対話で平和な社会の実現に向け、なお一層の努力を重ねて参ります。区民の皆様も、この機会に身近な方々と平和について語り、次代に平和を希求する心をつないでいただきますようお願いいたします。

今年、戦後80年を迎えた。しかし、世界には、今も終わりの見えない戦火の中、一日も早い平和を待ち望む多くの人々がいる現実があります。区では、平成7年10月、戦後50年目の国連デーに「荒川区平和都市宣言」を行い、永遠の平和を願い、明日の世代に伝えていく決意を示しました。その決意は、「荒川区人権推進指針」の4つの柱の一つ「平和を願う心をつなぐまちを目指します」にも表れています。人権推進指針は、昨今の課題を反映し改定を進め、現在、パブリックコメントを実施しておりますが、この平和への願いは本当に引き継いでいます。



一人ひとりが大切になる社会

区では「人権推進指針」に基づき、パネル展や講演会、人権擁護委員活動の支援を通して、人権啓発に取り組んでいます。

現在改定中の人権推進指針（次頁右下枠内参照）や人権週間パネル展（下参照）においても、人権課題として本面に記載の項目を取り上げていますので、人権週間の機会に、多くの方にご覧いただければと思います。

人権週間パネル展 北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展

平和なまち絵画コンテスト作品展同時開催

期間 11月29日(土)～12月18日(木) 時間 午前9時～午後5時

会場 荒川さつき会館1階ロビー

※各相談窓口は、指定があるもの以外、祝等はお休みです

インターネットによる人権侵害をなくしましょう

インターネット上では、誹謗中傷や差別的な書き込みが後を絶ちません。

他人が不快に思うことや個人情報を不用意に書き込まない等、正しく利用し、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。
被害をうけたときは、ためらわずに相談してください。

▶違法・有害情報相談センター（総務省）（右の二次元コード）
HP: <https://ihaho.jp/>

▶こどものネット・スマホのなやみを解決「こたエール」（東京都）（右の二次元コード）
HP: <https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

ハラスメントはやめましょう

相手を不快にし、尊厳を傷つけるハラスメントには、職場内のパワーハラスメント、顧客からのカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント等があります。

互いに相手の気持ちに配慮した言動を心がけるとともに、ハラスメントで悩んでいる方は、一人で悩まず相談してください。

▶みんなの人権110番（東京法務局）
☎ 0570 (003) 110 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

▶東京都ろうどう110番（東京都）☎ 0570 (00) 6110 (月～金午前9時～午後8時、土午前9時～午後5時)

▶東京都カスタマーハラスメント総合相談窓口（東京都）
☎ 0120 (182) 276 (月～金午前9時～午後5時)

子どもの権利を守りましょう

児童虐待・いじめ・性被害等により、子どもの命が奪われたり、こころが傷つけられたりする事件が起きています。

子どもの命とこころを守るため、地域全体で子どもや家庭を見守り、支えましょう。

▶児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189 (24時間・年中無休)

▶荒川区子ども家庭総合センター ☎ (3802) 3765 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

▶あらかわ子どもほっとらいん（右の二次元コード）

▶子供・保護者専用性被害相談ホットライン（東京都）
☎ 0120 (333) 891 (24時間・年中無休)

女性の人権を守りましょう

女性は、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力・性被害、ストーカー被害等を受けるリスクが高く、また、家事や育児の負担も大きいとされています。

性別に問わらず、互いの立場を尊重し、個性と能力が十分発揮できるよう協力し合いましょう。

悩みがあるときは、一人で悩まず相談してください。

▶東京都女性相談支援センター（東京都）☎ (5261) 3110 (月～金午前9時～午後9時、土・日・祝、年末年始は午後5時まで)

▶DV相談+（内閣府）☎ 0120 (279) 889 (24時間・年中無休)

▶荒川区配偶者暴力相談支援センター ☎ (3806) 3075 (月～金午前8時30分～午後5時)

▶こころと生き方・DVなんでも相談（アクト21）☎ (3809) 2890 (第1水～金午後5時～8時、第1金・第2水・第4水・金午前10時～午後4時、第2金・第3水・金午後2時30分～8時、第2土午前10時～午後3時（予約制）)

▶相談ほっとLINE@東京 性被害相談窓口（東京都）（右の二次元コード）
(月～水・金・土)午後4時～9時（受付：午後8時30分まで）

高齢者の人権を尊重しましょう

家族や介護者等による高齢者への暴言・暴力、資産（金銭）の搾取や利用の制限等の事案が発生しています。

高齢者が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、高齢者の尊厳に配慮し、地域ぐるみで高齢者の人権を守りましょう。

▶おとしょりなんでも相談（区役所2階高齢者福祉課⑤番窓口）☎ 内線2675 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

▶各地区的地域包括支援センター

- ・南千住東部☎ (3805) 5702
- ・南千住西部☎ (5604) 5710
- ・荒川☎ (5855) 3323
- ・町屋☎ (3894) 3568
- ・東尾久☎ (5855) 8513
- ・西尾久☎ (3893) 3555
- ・東日暮里☎ (5615) 3171
- ・西日暮里☎ (3807) 3828

※各地区とも（月～土）午前9時～午後5時

▶成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ（荒川区社会福祉協議会）☎ (3802) 3396 (月～金午前9時～午後5時15分)

障がいへの理解を深めましょう

障がいのある方に対する偏見や心ない言葉の投げかけ等の「心のバリア」、合理的配慮の不足等がみられます。

障がいへの理解を深め、身の周りのバリアを取り除くための配慮や協力をしましょう。

▶障害者福祉課相談支援係（区役所1階）☎ 内線2685

(月～金午前8時30分～午後5時15分)

▶荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター☎ (3802) 3151 (24時間・年中無休)



外国人への偏見や差別をなくしましょう

外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）や、外国人に関する不正確な情報の拡散等が社会的な問題となっています。

文化等の多様性や外国人の生活習慣等を理解し、お互いを尊重し合う関係を築いていきましょう。

偏見や差別等で困ったときは、外国語で相談できる窓口があります。

▶外国語人権相談ダイヤル（法務省）☎ 0570 (09) 0911 (月～金午前9時～午後5時)

▶外国語インターネット人権相談受付窓口（法務省）（右の二次元コード）
HP: <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

多様な性のあり方を認めましょう

「法律上の性」と「心の性」が一致していないことや、「好きになる性」が同性や両性に向いていること等に対する偏見や差別に悩み、生きづらさを感じている人がいます。

ジェンダー・アイデンティティを理解し、日ごろから配慮した言動を心がけましょう。

当事者のほか、家族・職場関係の方も利用できる相談窓口があります。

▶LGBT専門相談（アクト21）☎ (3809) 2890 (第4火午後4時～6時（予約制）※祝の場合は第3火)

▶Tokyo LGBT相談専門電話相談（東京都）

【当事者・家族等】☎ 050 (3647) 1448 (火～金午後6時～10時)

【事業者】☎ 050 (3138) 4011 (火～金午前10時～午後5時)

このほかにも、さまざまな人権課題があります

災害に伴う人権問題

- 災害時の避難所でのプライバシーの確保や、高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人・性的マイノリティ等の要配慮者の特性に合わせた配慮・環境整備等が行き届かない課題があります
- 風評に基づく心ない嫌がらせ等で、被災地から避難された方々を傷つけることのないようにしましょう

感染症に関する偏見や差別

- HIV感染・エイズ、ハンセン病等の感染症では、病気に対する誤った知識や理解不足により、職場や日常生活等におけるさまざまな場面で、患者や元患者、その家族に対する差別やプライバシー侵害等の問題が発生しています
- 感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくしましょう
- アイヌの人々に対する偏見や差別
- 北海道を中心とした地域に古くから住むアイヌの人々は、近世以降の国の政策によって、伝統的な生活様式等の生活基盤や独自の文化を失い、さまざまな差別を受けてきました
- アイヌの人々の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、偏見や差別を解消していきましょう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見、悪意のあるうわさ等により、住居の確保や就職が難しくなる等、円滑な社会復帰の妨げとなる場合があります
- 刑を終えて出所した人が更生できるよう社会全体で理解を深め、支援していきましょう

路上生活者に対する偏見や差別

- さまざまな理由で路上生活を余儀なくされている方々に対する嫌がらせや暴行事件等が発生しています
- 路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

人身取引

- 人身取引は、犯罪組織等が、暴力や脅迫等の手段を用いて、女性や子ども等を別の国や場所に移動させ、性的搾取や強制労働等を強要する犯罪であり、重大な人権侵害です
- 一人ひとりがその実態を知り、社会全体の問題として受け止め、犯罪防止に努めましょう

個人情報の流出・プライバシー侵害

- 本人の了解を得ずに秘密を暴露するアウティングや、インターネット上の掲示板等への個人情報の無断公開等、他人のプライバシーを侵害する行為が問題となっています
- 他人の個人情報を漏洩したり、プライバシーを侵害したりすることのないようにしましょう

荒川区人権推進指針（改定案） パブリックコメントを実施中

ご意見をお寄せください

人権推進指針とは？

区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民・事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。



なぜ改定するの？

社会状況が変化する中、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めています。

対象

- ▶区内在住・在勤・在学の方
- ▶区内事務所・事業所を有する個人および団体

案の閲覧

区役所4階総務企画課・地下1階情報提供コーナー、荒川さつき会館、荒川区ホームページ

締切り

12月2日火

意見の提出

持参・郵送・ファックス・電子メール・荒川区ホームページで、件名・氏名または団体名・住所・電話番号・意見を、〒116-8501（住所不要）荒川区役所総務企画課人権推進係

※持参の場合は荒川さつき会館も可（土・日・祝等を除く、午前9時～午後5時）

問合せ

総務企画課人権推進係 ☎ 内線2271

FAX (3802) 0456 E-mail: jinken@city.arakawa.lg.jp

